

板橋区PCRセンター事業実施要綱

(令和2年4月24日区長決定)

(令和3年2月25日一部改正)

(目的)

第1条 板橋区PCRセンター事業(以下「事業」という。)は、板橋区(以下「区」という。)が設置する板橋区PCRセンター(以下「センター」という。)において、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。以下同じ。)のPCR検査が必要な者に当該検査に係る検体採取(以下「検体採取」という。)を実施することで、新型コロナウイルス感染症患者を早期に発見し、及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止することを目的とする。

(事業の委託)

第2条 事業は、区が公益社団法人板橋区医師会(以下「受託者」という。)に委託することにより実施する。

(センターの設置)

第3条 センターは、区が指定する場所に設置する。

(対象者)

第4条 事業の対象となる者(以下「対象者」という。)は、区に住民登録のある者であって、かかりつけ医等によりPCR検査(以下「検査」という。)が必要と判断されたものとする。

2 前項に規定する者のほか、板橋区保健所長(以下「保健所長」という。)が検査を必要と認めた者は、対象者とすることができる。

(検体採取の回数)

第5条 検体採取の回数は、対象者1人当たり1回とする。ただし、病状の悪化、再感染等により医師が再度の検査を必要とした場合は、保健所長の判断により再度の検体採取を可能とする。

(検体採取の日時)

第6条 検体採取の日時は、区と受託者において協議の上決定する。

(検体採取の実施方法)

第7条 検体採取は予約制とし、検体採取の予約は受託者において実施する。

2 採取した検体は、原則として検体採取の当日に、区が別途検査を委託した検査機関に引き渡すこととする。

(検体採取の費用)

第8条 対象者は、検体採取に要する費用を負担しないものとする。

(報告)

第9条 受託者は、検体採取の結果を区に速やかに報告するものとする。

2 保健所長は、事業の実施状況について、受託者に対し必要に応じて報告を求め、又は実地調査できるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に当たり必要な事項は、保健所長が別に定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行し、令和3年2月13日から適用する。